

TCフォーラム研究報告 2026 年 10 号

©Koji Ishimura 2026

TCフォーラム研究報告 2026 年 10 号

2026 年 10 月 27 日

Q&A:わが国の税務調査の見える化の課題 ～アメリカとの比較から透明化を問う

- ・実地の調査への第三者立会制度と面談録音制度
- ・反面調査の納税者への事前通知制度

石 村 耕 治

(TCフォーラム代表委員/白鷗大学名誉教授)

【コンテンツ】

◆はじめに～税務調査透明化の課題

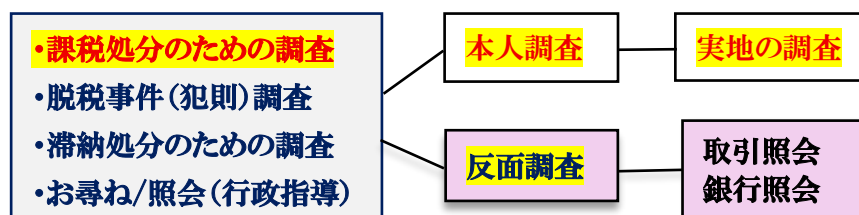
- 1 アメリカの税務調査の特質
- 2 本人調査制度の透明化: 第三者立会制度
- 3 税務調査面談の録音
- 4 反面調査手続の透明化: 納税者本人への通知制度

◆まとめ～IRS の税務調査では第三者の同席や録音が可能

◆はじめに～税務調査透明化の課題

税務調査は、大きく、次のようにわけることができます。

【表1】一目でわかる税務調査の種類



ひとくちに税務調査といっても、いくつかの種類があります。これらの調査のうち、今回は、とりわけ「課税処分のための調査」に焦点を絞って点検します。

わが国やアメリカは、自主申告制度を採っています。その一方で、わが国の所得税では、年末調整という制度があります。給与所得者である納税者に代わって、雇用主が申告を代行するような制度です。しかし、年末調整の対象とならない人は、確定申

告ないし還付申告をしないといけません。所得税に代わり法人税がかかる企業納税者なども同じです。消費税や相続税などでも、確定申告をしないといけません。

一方、課税庁は、納税者が自主的に申告した内容が正しいのかどうかを確かめるために、調査対象(ターゲット)を絞って税務調査を実施します。この種の税務調査が、「課税処分のための調査」です。「更正処分」ないし「決定処分」をするための調査です。

近年、この調査対象(ターゲット)の選定に、AI(人工知能)/アルゴリズム(情報処理手順)が使われています。そのため、選定ツールである AI/アルゴリズムの透明性や人間が最終判断をどう行うのかが重要な論点になっています。

わが国の「課税処分のための調査」では、税務署の調査官が事業所や居宅に出向く調査がよく行われます。この種の調査は「実地の調査」や「臨場調査」(以下「実地の調査」)と呼ばれます。英語では「フィールド・オーデイト(field audit)」といいます。

それから、納税者が呼び出しを受け、課税庁に出向いて受ける調査(署内調査/来署依頼調査)があります。英語では「オフィス・オーデイト(office audit)」といいます。

これとは別に、郵送で「お尋ね」「照会」に回答を求める文書での調査が頻繁に行われます。この調査は、わが国では性格としては行政指導(administrative guidance)です。英語では「郵送調査/クレスポンデンス・オーデイト(correspondence audit)」といいます。ちなみに、アメリカでは、全税務調査の 8 割~9 割は、文書照会、お尋ねで実施されています。実地の調査は複雑案件に限定されています¹。実地の調査比率は、日本と比べると低いのが実情です。



(public use)

わが国の場合、実地の調査では、通常、納税者や関与税理士に事前通知があります。しかし、事前通知のない「無予告調査(surprise audit)」も法律で認められています(国税法 74 の 10)。わが国の実地の調査では、税理士(税務専門職)以外の第三者の立会いはほとんど認められません。調査中の面談録音にも否定的です。ひどい場合には、第三者の立会いを理由に調査官が調査を打ち切り、署に戻る場合があります。その後、税務署が推計で課税することすらあります。

¹ IRS の全税務調査の 81%は文書照会 (correspondence audit) です。個人に限れば 89%です。IRS Data Book (FY2025) <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p55b.pdf>

この点、アメリカの場合はどうなのかを説明します。IRS による税務調査は、連邦税法である内国歳入法典 (IRC=Internal Revenue Code) 7601 条～7613 条に基づいて実施されます。現行税法では、納税者本人への事前通知のない「無予告調査 (surprise audit)」を法的に禁止する規定はありません。つまり「調査開始前に納税者へ通知せよ」とは規定していません。しかし、税務実務では、実地の調査はまず納税者本人への「事前通知 (advance audit notice)」から始まるのが一般的です。他人の家を訪ねるときには「アポイントメント」をとる習慣がある国では当然のことです。アメリカは銃社会です。IRS の調査官が平服で納税者の居宅や事業者を「サプライズで (突然)」訪ねたら、不審者と間違えられ、銃で撃たれるかも知れません。また、納税者は、課税庁 (IRS/内国歳入庁) は実地の調査に第三者の立会い (observe) を認めます。この場合、調査を開始する前に調査官に口頭で告げることで十分です。税務専門職だけでなく、家族や従業者、友人なども立ち会えます。さらに、IRS に事前に口頭や文書で通知すれば、調査面談の録音も認められます。

それから、反面調査/第三者コンタクトについては、IRS は納税者本人への事前通知をしないといけません。すなわち、納税者本人への無予告第三者コンタクト (surprise third-party contact) は禁止されます。事前通知は税法上の義務です [IRC 7602 条(c)]。もう一度確認しますが、この事前通知は「納税者」に対してです。反面調査を受ける「第三者」に対してではありません。

こうした日米の違いはどこから生じるのでしょうか。

答えは単純です。わが国では「法の支配」が弱く、「行政の支配」に依存する傾向が強いです。適正手続 (due process) が徹底されない場面もあります。いまだに“官尊民卑”や“官ファースト”の発想が残っていることがあります。納税者を“お客様 (カスタマー)”として丁重に扱う「文化」が十分に育っていないのです。

だからこそ、政府は納税者権利憲章 (法) を制定すべきです。税務当局の「文化/カルチャー」を大きく変える必要があります。納税者の権利利益を重視する環境づくりは、もはや待ったなしです。

納税者は課税庁 (IRS) のカスタマー (お客様) です。

Taxpayers are customers of the IRS !!

わが国には、アメリカのような大量の市民ボランティアを動員した税務支援制度がありません。韓国のような国選税理士制度もありません。税務調査の対象となっても、金銭的余裕のない納税者は税理士を雇えません。税務専門職でない第三者が立ち会くと、税理士法違反としてその立会人を処罰する例すらあります。わが国の税理士法は、税理士資格がない者がタダであっても税務支援をするのを罰則付きで禁止しているためです。その結果、税務に詳しくない納税者が一人ぼっちで質問検査を受

けることも多いのです。当然、調査官のパワーハラスメントの餌食になることもあります。この状況を放置することは、「人質司法 (hostage justice)」ならぬ「人質税務調査」といえます。

ところが、政治も税務専門職界も、この不正義に正面から向き合うことをためらっています。あるいは、見て見ぬふりをして今日に至っています。税務調査の見える化の課題が山積しています。市民ボランティアによる税務支援制度、国選税理士制度、税務調査面談への第三者立会制度、調査面談録音制度など多岐にわたります。にもかかわらず、こうした改革を進めようとする動きは極めて弱いのが現状です。その背景には、「納税者の権利利益ファースト」よりも「業界益ファースト」で、「税務署のお手伝いさん」としてふるまう税理士が多数を占める税理士会の実情があります。

わが国政府は、対外的にはしきりと「法の支配」を説きます。しかし内政では「行政の支配」や「名ばかり法の支配」が広がっています。こういうと反発があるかもしれませんが、しかし、それでも過言ではない状況と考えます。

わが国では、刑事手続の可視化が急速に進んでいます。自由と人権を大事にする民主主義を目指すのであれば、税務調査手続の可視化は、もはや先送りできない課題です。

税務調査の分類方法はさまざまです。本人調査 (taxpayer interview) と反面調査 (third-party audit) に分けて、点検すると、理解しやすいと思います。

とりわけ、今回は、Q&Aの形で、透明なアメリカの税務調査、本人調査への第三者立会制度や、反面調査について一緒に勉強して見ます。

1 アメリカの税務調査の特質

アメリカ(連邦)の課税処分のための税務調査手続について、日本と違う点をもう少し説明します。

それは、行政召喚状(サメズ/summons)の制度です²。IRS は、まず納税者に「任意の税務調査への協力」を求めます。納税者が理由なく拒否すると、IRS は、連邦地方裁判所に、行政召喚状(サメズ/summons)の発行を求めることになります³。IRS は、裁判所がサメズを発行してはじめて、納税者に強制的に出頭・資料提出を求め、

² See, IRS Office of Chief Council, Publication: Summons (Fall 2024). [ppt2-summons](#)

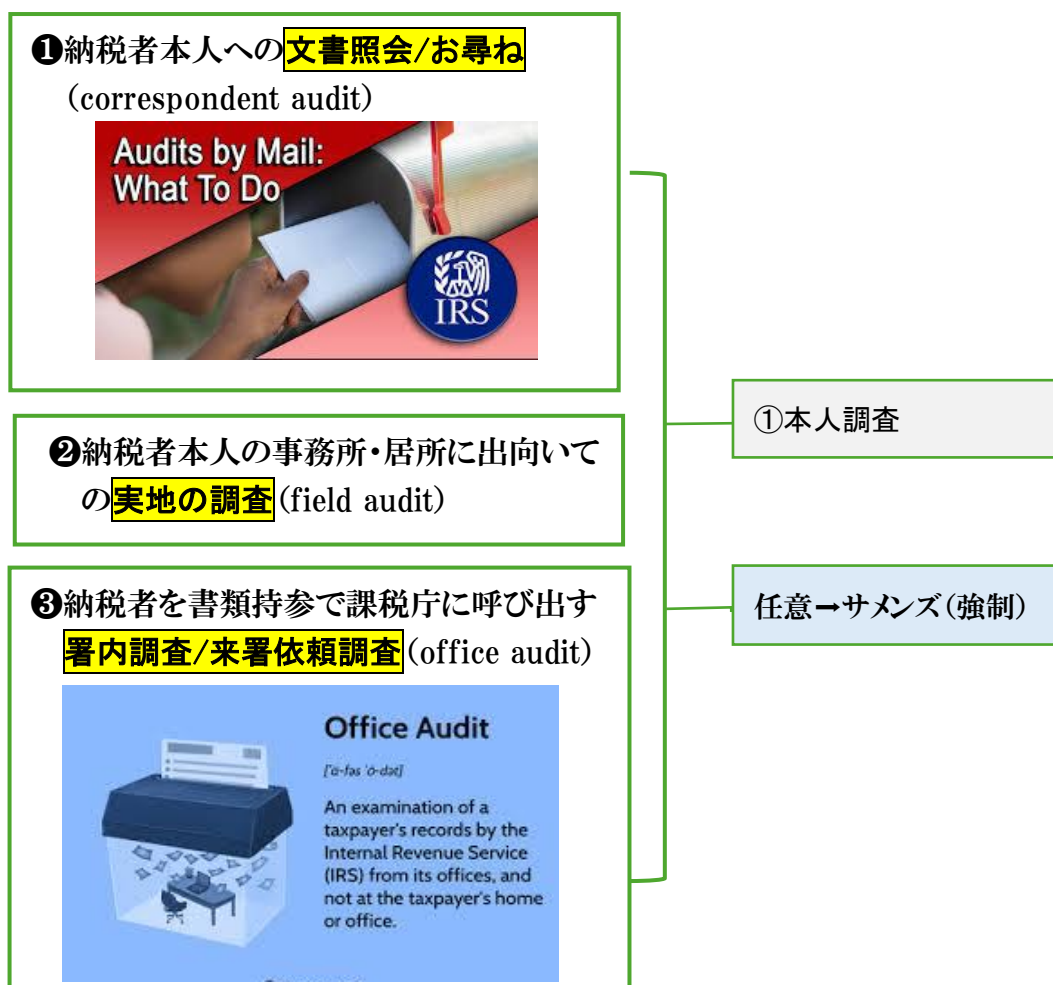
³ 裁判所は、パウエル判決[U.S. v. Powell (379 U.S. 48 (1964))] の4基準に合っていれば、行政召喚状(サメズ)を発行する。4基準とは、①調査目的が正当であること (legitimate purpose)、②提出要求情報がその目的に関連していること、③その情報が IRS の既有資料に含まれていないこと、④法令上の手続(通知等)が適切に履行されていることである。

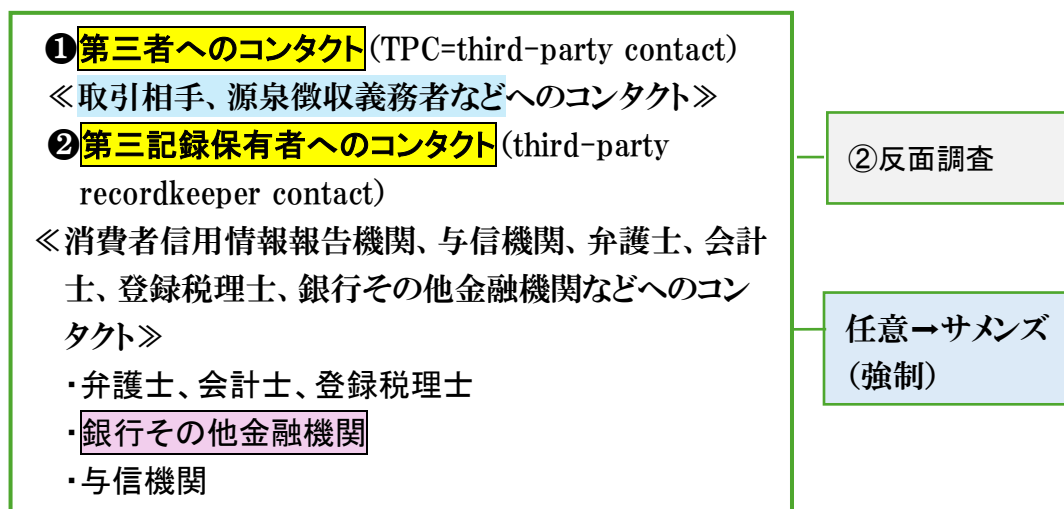
税務調査できる仕組みになっています[IRC 7602 条(a)(2)]。裁判所から発効されたサメズを納税者が拒否すると、裁判所侮辱罪(civil contempt)で拘束・罰金が科されることもあります。罰則は「任意調査拒否」に基づくのではなく、サメズ(裁判所命令)を拒否したことへの制裁です。このように、アメリカの場合、任意の税務調査を拒否しても「即罰則」ではなく、サメズ手続に移行するのが特徴です。

ただ、IRS は年間およそ 50 万件の税務調査を実施しています。その 9 割近くは文書照会/お尋ねです。実地の調査に関して、サメズの請求事案は総数から見れば、査察(租税犯則調査/脱税調査)に移行する前の事案など、極めて限定的です。

すでにふれたように、課税処分のための税務調査は、大きく①「本人調査」と②「反面調査」にわけることができます。ただ、税務実務上、②「反面調査」は、①「第三者へのコンタクト」[取引相手や雇用主など]と②「第三記録保有者へのコンタクト」[税務専門職や与信機関、金融機関など]に分けて、取り扱われています。

【表 2】アメリカの課税処分のために税務調査の種類





本報告では、おおきく本人調査と反面調査に分けて、Q & Aの形で全体を点検します。細部には立ち入りません。わが国の制度と比べながら、アメリカの納税者の権利を護る仕組みを紹介します。

2 本人調査の透明化: 第三者立会制度

【Q1】アメリカでは、課税庁(IRS)による実地の税務調査に、家族や友人、職場の同僚などを立会/同席させるのは問題ないと聞きますが、本当でしょうか？

【A1】アメリカの実地の税務調査では、誰でも立会/同席可能です[6103 条(c)、財務省規則 § 301.6103(c)-1]。連邦課税庁(IRS)は、公式見解で「納税者は、望む者を誰でも面談に同席・立会(observe)させられる」と明記しています(IRS Disclosure laws)。税務専門職である必要はありません。家族・友人・職場の同僚・隣人でもよいのです。

【Q2】対面の税務調査に第三者を立会・同席させるには、課税庁(IRS)に書面で許可を得る必要があるのでしょうか？

【A2】書面は不要です。口頭同意(oral consent)で十分です。納税者が「この人を立ち会わせたい」「同席を認めたい」と口頭で述べれば、それで要件を満たします。IRS

は、法令上、原則として納税者が希望する第三者を同席させないといけないことになっているからです。

この法的仕組みは、納税者が自らの申告情報を誰に開示するかを主体的に決定できるという「自己情報コントロール権 (informational self-determination)」が、実際に機能していることを示しています。つまり、法令[[6103 条(c)、財務省規則 § 301.6103(c)-1]]は、課税庁 (IRS) に課す守秘義務は、納税者自身の意思によって解除できるように設計されているのです。

【Q3】 税務調査の面談で、納税者が口頭で依頼して第三者を同席/立会させる場合、その同席者/立会人はどのような法的立場にあるのでしょうか？

【A3】 口頭同意の場合は、同席者/立会人は、面談に同席しその場で話を聞くことだけが認められます。つまり、その第三者は申告情報を「見る・聞く」ことに留まりま

す。調査官と交渉したり、調査官に反論・説明要求はできません。

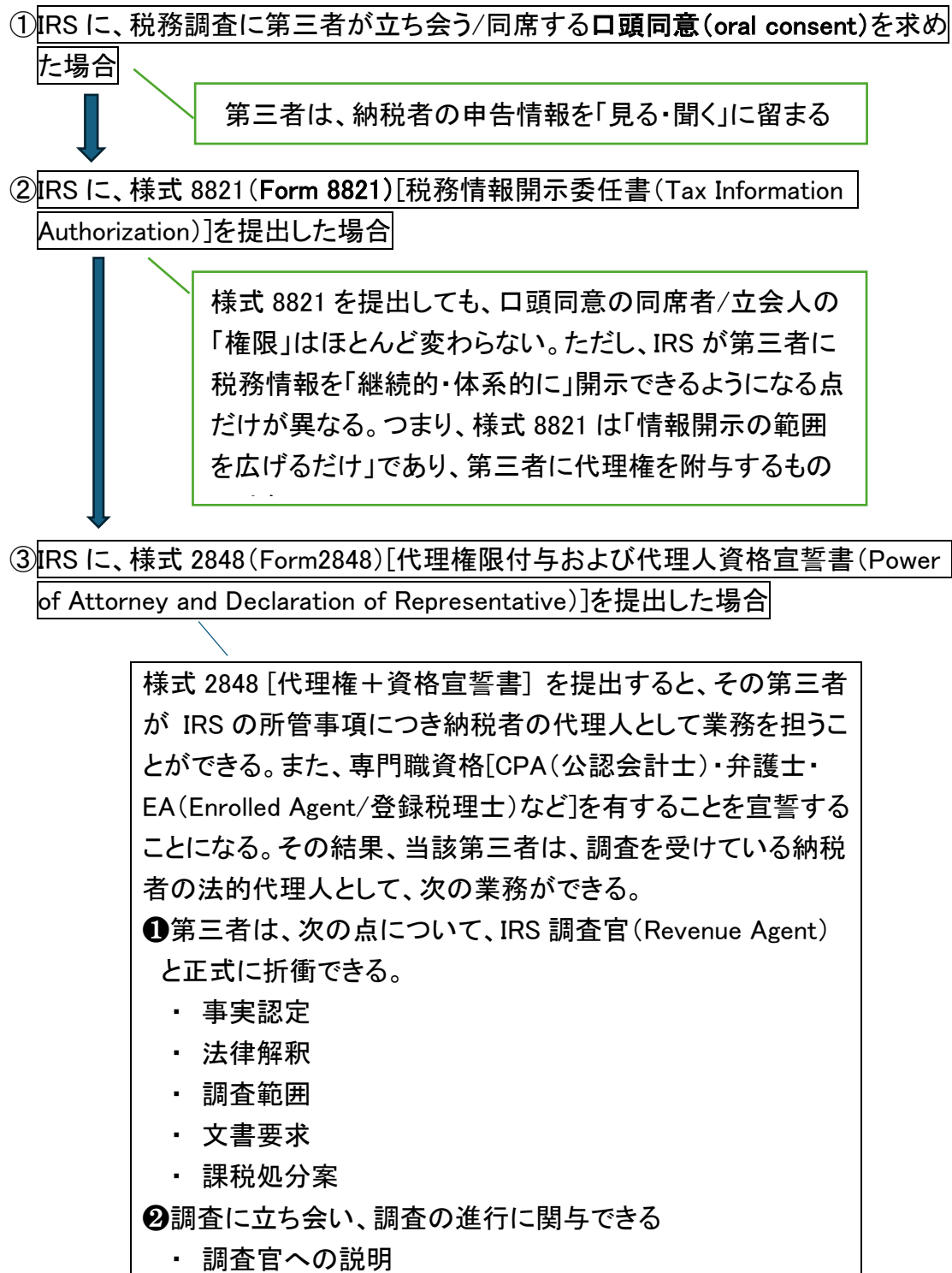
包括的代理権限を与えるためには、納税者が事前に様式 2848 (Form 2848) [代理権限付与書および代理人資格宣誓書 (Power of Attorney and Declaration of Representative)] を、IRS に提出する必要があります。この提出によって、第三者は単なる「同席者」ではなくなります。そして、正式な代理人 (representative) として IRS 所管事項を代理できることになります。ただし、この場合、代理権を付与できる相手は、税務専門職に限られます。具体的には、CPA (公認会計士)・弁護士・EA (Enrolled Agent/登録税理士) など、IRS が定める資格要件を満たす者でなければなりません。

【表 3】 様式 2848 (Form 2848) [代理権限付与書および代理人資格宣誓書]

Form 2848 (Rev. January 2021) Department of the Treasury Internal Revenue Service		Power of Attorney and Declaration of Representative ▶ Go to www.irs.gov/Form2848 for instructions and the latest information.		OMB No. 1545-0150 For IRS Use Only Received by: _____ Name _____ Telephone _____ Function _____ Date ____/____/____
Part I Power of Attorney Caution: A separate Form 2848 must be completed for each taxpayer. Form 2848 will not be honored for any purpose other than representation before the IRS.				
1 Taxpayer information. Taxpayer must sign and date this form on page 2, line 7.				
Taxpayer name and address		Taxpayer identification number(s)		
		Daytime telephone number	Plan number (if applicable)	
hereby appoints the following representative(s) as attorney(s)-in-fact: 2 Representative(s) must sign and date this form on page 2, Part II.				
Name and address		CAF No. _____ PTIN _____ Telephone No. _____ Fax No. _____		
Check if to be sent copies of notices and communications ☐		Check if new: Address ☐ Telephone No. ☐ Fax No. ☐		

また、より広い納税者情報の開示や継続的なアクセスには、様式 8821(Form 8821)[税務情報開示委任書(Tax Information Authorization)]を IRS に提出する方法もあります。

【表 4】一目でわかる税務調査:第三者立会/同席手続



- ・ 質問
- ・ 反論
- ・ 追加資料の提示

③IRS から次の文書を受領できる

- ・ IDR (Information Document Request) の写し
- ・ 調査結果通知
- ・ 更正処分案などを代理人宛てに送付するように求めることができる。

【コラム 1】IDR (Information Document Request) とは

「IDR」は、税務調査で、IRS の調査官 (Revenue Agent) が納税者に送付する資料提出要求です。わが国でいう、いわゆる「お尋ね」「照会」です。様式 4564 [Form 4564: 情報・資料提出の求め (IDR=Information Document Request)] という、納税者が項目に記入していく形の正式書式が使われます。調査官が証拠を集める主要手段です。サメズ/召喚状 (summons) ほどの強制力はありません。しかし、調査の進行を左右する重要文書です。納税者は、IRS に提出した IDR の回答資料のコピーを請求できます。IRS は、様式 2848 を提出した専門職である正式な代理人にも IDR のコピーを提供できます。なぜならば、法定代理人は、調査手続 (examination/audit proceeding に参加する資格を有するからです。当該代理人は、IDR の回答内容を確認できます。必要に応じて、補足資料を提出できます。[典拠: IRC 6103 条(c)・6103 条(e) と、様式 2848 (Form 2848) の代理 (representation) 制度、内国歳入マニュアル IRM 4.11.55 など]

Form 4564	Department of the Treasury Internal Revenue Service Information Document Request	Request Number 1
To: (Name of Taxpayer and Company, Division or Branch)		Subject: Submitted to:
Description of Documents Requested:		
<p>RE:</p> <p>This information is requested to assist us in determining the compliance of your issuance of the above-referenced issue (the "Bonds") with provisions of section 54AA of the Internal Revenue Code of 1986, as amended (the "Code"), including certain requirements of sections 103 and 141-150 of the Code. If you do not understand any of the requests for information or determine that you will have difficulty responding to one or more items by the date specified below, please contact the agent assigned to your examination.</p> <p>You may be contacted if a tour of the sites, property, land, buildings, or equipment financed by the Bonds is necessary.</p> <p>Unless otherwise specified, responses to the following requests may be submitted in an electronic format.</p> <p>1. Provide a copy of the bond transcript for the Bonds, and, if not already included in the bond transcript, copies of the following:</p> <p>(a) the final official statement or offering statement for the Bonds;</p> <p>(b) the Arbitrage/Non-Arbitrage Tax Certificate (or similarly titled document) for the Bonds;</p> <p>(c) the issue price certificate of the underwriter(s);</p> <p>(d) the bond purchase agreement for the Bonds;</p> <p>(e) any and all other agreements relating to the Bonds, such as investment agreements, reimbursement agreements, guaranteed investment contracts, forward agreements, interest rate swaps or other hedge agreements, and any other agreement (include copies of winning and losing bids relating to these agreements, if applicable) whether executed concurrently with or after issuance of the Bonds; and</p> <p>(f) any opinion given in connection with the issuance of the Bonds relating to qualification under sections 54AA or 6431 of the Code or to the effect that the interest on the Bonds would, but for section 54AA of the Code, be excludable from gross income under section 103 of the Code.</p>		
Information Due By	At Next Appointment	Mail In ☒
Name and Title of Requestor		Date:
FROM	Office Location:	
Page 1		

【Q4】 アメリカで、本人調査に立ち会う/同席する第三者が、税務専門職でなくてもよい、とする理由を教えてください？

【A4】 税務専門職でなくても第三者の同席/立会を認めるのは、「納税者を密室で孤立させず、調査の場に外部の目を入れることで権力濫用を防ぐため」です。もう少しやさしくいえば、立会人/同席者の資格を専門職に限定していない理由は、同席者の役割が「代理」ではなく、納税者をひとりにしないためです。心理的圧迫を避けるためです。さらに、調査官の権限行使を透明化するためです。「人質司法(hostage justice)」ならぬ、いわば「人質税務調査」をなくすためです。

Don't face the IRS alone!!

IRS に一人で立ち向かわない!!

税務調査は、事実上の「権力行使」です。密室での調査は、心理的圧迫を生みやすいのです。第三者の同席は、調査官の行動を外部から見える化することにあります。これは、パワーハラスメントを含む権力濫用の抑止効果を持ちます。



(public use)

【Q5】 アメリカは納税者権利章典/納税者権利憲章(TOBR/TABOR)を制定していますが、税務調査に第三者を立ち会ってもらう/同席してもらうことを納税者の権利として認めているのでしょうか？

【A5】 アメリカの納税者権利章典(TBOR=Taxpayer Bill of Rights)は、第三者を立て/同席させる権利を実質的に認めています。法的根拠はTBORの「代理人を選任する権利」とIRC6103条(c)の申告情報開示の同意規定です。立会/同席させる第三者が専門職でなくてもよい理由は、立会/同席が代理ではなく、調査の見える化/開かれ

た調査を確保することにあるからです。税務調査の透明性と税務職員の権力濫用防止が目的のためです。

3 税務調査面談の録音

【Q6】わが国では、対面の税務調査での面談を録音するのを税務署が嫌がり、実務上ほぼ認められません。これに対して、アメリカでは、面談の録音を税法で認めているようですが、どのような手続が必要なのでしょううか？

【A6】アメリカでは、対面の税務調査での面談を録音するのを税法(IRC7521 条)および内国歳入マニュアル[IRM 4.10.3.2.5(Interview Recording/面談の録音)]で認めています。

今日、スマートフォンなどの録音機器が大きく進歩しました。誰でも備忘、自己防衛のために簡単に会話を録音できるようになっています。こうした便利な道具を納税者が利用するのを行政がストップをかけるのは、密室行政の解消、透明な行政のルールとぶつかります。税務のデジタル化(DX)を推進する行政が、カスタマーである納税者に、技術の進歩という「文明」の流れに逆らうように求めるのは本末転倒です。行政の姿勢が、納税者の「常識」からかけ離れては、納税者の自発的な協力は期待できません。アメリカの対面の税務調査面談を録音する手続は、次のとおりです。

【表 5】対面の税務調査面談を録音するための手続

- ・ 納税者が事前に IRS へ「録音したい」と申し出れば録音できます。(事前請求(advance request)が必要)
- ・ 録音は納税者自身の機材・費用で行うこと。
- ・ IRS 側も録音できますが、事前に納税者へ告知する義務があります。
- ・ さらに、納税者が求めれば、IRS は、費用負担を条件に録音のコピーや書き起こしを提供する義務があります。
- ・ 主な対象は、実地の調査(field audit)です。お尋ね/文書照会(correspondence audit)は、面談(interview)がないので録音の問題は生じません。
- ・ 税務署への呼び出し調査(office audit)【対象:個人納税者や小規模事業者、納税者が領収書・帳簿・銀行記録などを持参して説明、法的性質:IRC 7521条に基づく「面談/interview」】でも、納税者は録音を希望すれば事前に申し出れば録音できます。

例えば、納税者が対面の税務調査での面談を録音することを望むとします。この場合、特定の書式はありません。

税法(IRC)は「事前請求(advance request)」としか書いていません。ですから、電話でも、対面の口頭での申出でも有効です。ただし、後日の紛争防止のため、書面(letter)化し記録(log)を残すことが強く推奨されます。



(public use)

【表 6】 書面(letter)に記載すべき事項

- ・ 納税者氏名
- ・ 社会保障番号(SSN の下 4 桁で十分)
- ・ 調査官の氏名
- ・ 面談日時・場所
- ・ 「IRC7521 条に基づき、当該面談を録音したい」旨の通知
- ・ 使用する録音機器(スマホ等)
- ・ 納税者の署名

IRS は、被調査者である納税者が録音を求めてくれば、拒否できません。納税者が録音したいと通知した時点で録音権が発生します[IRC 7521 条(a)(1)]。

4 反面調査手続の透明化：納税者本人への通知制度

【Q7】 アメリカでは、課税庁(IRS)が日本のような納税者本人に事前通知することなく反面調査/第三者へのコンタクトすることは原則として許されない、と聞きましたが？

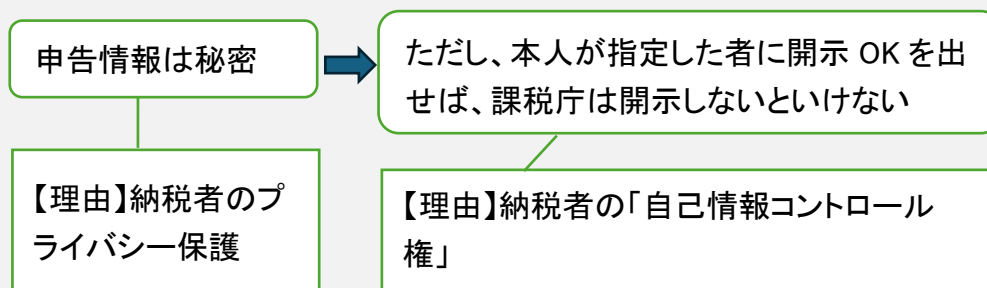
【A7】アメリカでは「反面調査/第三者コンタクト＝納税者の信用に影響する行為」と強く認識されています。ですから、課税庁(IRS)に対して、法令で、納税者本人に反面調査する旨の事前通知(2019年8月15日後は45日前)をすることを厳格に義務化しています。

【表7】アメリカの反面調査/第三者コンタクトの際に納税者への事前通知ルール

- ✖ 納税者本人への無予告/事前通知のない反面調査/第三者コンタクト禁止
- 納税者本人への45日前の予告/事前通知が課税庁(IRS)の法的義務

日本のような納税者へ「無通知/無予告の反面調査」は原則として許されません。アメリカの場合、IRSは、反面調査で第三者にコンタクトの際に納税者に事前通知しないといけないルールがあるからです。このルールは「納税者のプライバシー保護・権利利益保護」の考え方をベースに構築されています。言いかえると、納税者が自らの申告情報を誰に開示するかを主体的に決定できるという「自己情報コントロール権(informational self-determination)」が、実際に機能していることを示しています。

【コラム2】財務省規則 § 301.6103(c)-1[納税者の同意に基づく第三者への申告情報開示の手続を厳格に定める規則]とは



IRC6103 条は「申告情報は原則秘密(部外秘)・非開示」という強いプライバシー保護ルールを定めています。そのうえで IRC6103 条(c) は「納税者が指定した人物」または「納税者が依頼した相手」に申告情報を開示できるとする“例外”を定めています。この「依頼した相手」には、“納税者本人”も当然含みます。

この仕組みは、納税者が自らの申告情報を誰に開示するかを主体的に決定できるという「自己情報コントロール権(informational self-determination)」を保障するものです。

財務省規則 § 301.6103(c)-1 は、その運用細則として、同意の形式・内容・範囲・撤回などを詳細に規定しています。以下の5つの柱で構成されます。

1 [概要(Overview)]

①IRS は、納税者が指定した者に対して申告書・申告情報を開示できるとする一般原則。

②書面と非書面双方の依頼方式を法認。

2 [書面による同意(Written request/consent)]

①開示する情報の具体的内容(what exactly is disclosed)の特定

②開示の同意は「開示だけを目的とする独立した書面(separate written document)」でなければならないこと。

③書面には以下の事項を必ず記載すること

①納税者の識別情報[6103 条(b)(6)]

②開示先の特定

③開示する申告書の種類・部分、または申告情報の具体的データ

・ 対象となる課税年度

・ 納税者の署名・日付

*これらが欠けると、IRS は開示できない。

3 [非書面依頼で指定した者への情報提供(Written or nonwritten request)]

納税者が第三者に情報提供や税務支援を求める場合、IRS がその第三者へ必要な情報を提供できる。

【典型例】納税者が議員に苦情・照会する場合*。納税者が、電話で「〇〇に情報を送ってほしい」と依頼する場合**。

*アメリカでは、連邦議員事務所が住民サービス(constituent services)として、税務トラブルの相談を受けるのが一般的です。納税者は、「IRS の対応がおかしい」「還付が遅れて困っている」「通知の意味がわからない」などの苦情や照会を、議員事務所に伝えます。IRS は、必要な範囲で議員事務所に情報を提供します。

**納税者が第三者に税務支援を求める場合には、IRS は必要な情報をその第三者に提供できます。この「税務支援」には、税務調査での税務専門職の立会だけでなく、非専門職の立会いも含まれます。ただし、立会いの可否は、6103 条(c) とは別の IRS の調査手続のルールで決まります。

4 [電子申告・連邦州合同申告に関する同意]

①電子申告プログラムでの情報共有に関する特別規定

②電子申告(e-file)や連邦州合同電子申告(Federal-State Joint-efile)の同意書は通常の「独立した書面」要件とは異なる扱いになります。電子申告では、専用の同意フォーム(Form 8878/8879)が使われます。

5 [定義・一般規定]

- ①「separate written document(独立した書面)」の定義:開示の同意だけを記載した、単独の文書
- ②署名の要件
- ③同意の有効期間や撤回の扱いなど
- ④IRS は、署名日から 120 日以内に受領した場合だけ有効とします。

この事前通知ルールは、法令に定められています。連邦税法[内国歳入法典/IRC7602 条(c)]および財務省規則[§ 301.7602-2(a)]です。財務省規則では、“IRS は、納税者の税額(租税債務)の更正・決定・徴収に関して納税者以外の第三者とコンタクトする前に、納税者へ合理的な事前通知を与えなければならない”と定めています。

この規定は、「納税者の権利保護」を狙いに制定された 1998 年の IRS 再生改革法(RRA1998=IRS Restructuring and Reform Act of 1998)で導入されました。

ちなみに、RRA1998 は、第 3 次納税者権利章典法(TBOR=Taxpayer Bill of Rights 3)、通称で「T3」と呼ばれます⁴。

IRS が第三者にコンタクトする前に必ず納税者に通知しないといけないとする主な理由は、次のとおりです。

【表 8】反面調査で納税者に事前通知を求める理由

- ・ 納税者が IRS に自主的に情報提供する機会を確保すること。
- ・ 第三者への照会による納税者の名誉・信用の失墜を防ぐこと。
- ・ 税務調査の透明性を確保すること。

IRS の内国歳入マニュアル(IRM 25.27.1)でも、実務上の通知義務を明確に規定しています。

財務省規則(§ 301.7602-2)では、IRS による第三者コンタクト(TPC=third-party contact)を実施する場合次の要件を満たす必要があります。

【表 9】IRS が反面調査を実施できる要件

- ・ IRS が納税者本人に事前通知をすること。
- ・ IRS 職員が、納税者以外の第三者にコンタクトを開始すること。
- ・ 租税債務の更正・決定・徴収が目的であること。
- ・ 第三者に対し、納税者の身元を開示すること。
- ・ IRS 職員であることを開示すること。

⁴ 詳しくは、石村耕治「基本的な納税者サービス改革と納税者権利章典」『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 322 頁以下参照。

IRS が、反面調査で、銀行・金融機関・取引先・雇用主のような第三者にコンタクトするのは、これらの要件を満たします。ですから、IRS は、納税者本人への事前通知をしないとはいけません。

【Q8】 IRS は第三者に反面調査を行う前に、納税者へ事前通知する義務があります。この義務には「例外」があるのでしょうか。

【A8】 IRS は、第三者に反面調査/コンタクトを行う前に、原則として 45 日前に納税者本人へ通知しなければなりません。しかし、**例外**があります。次のような場合には、例外にあてはまります。その結果、納税者への事前通知は不要となります[財務省規則 § 301.7602-2(f)]。

【表 10】 例外

納税者が第三者コンタクトを明示的に承認する場合

- ・ 徴収が危険にさらされる (jeopardy) 場合
- ・ 報復 (reprisal) のおそれがある場合
- ・ 犯則 (脱税) 事件が進行中の場合
- ・ 政府機関への照会の場合
- ・ 秘密情報提供者 (confidential informant) とコンタクトする場合
- ・ **非行政的コンタクト** (non-administrative contacts) にあたる場合

- ・ **IRS が第三者と偶然話す場合** [税務調査目的ではない雑談・偶発的コンタクト]
- ・ **第三者から IRS に自発的に情報提供があった場合** [IRS が連絡を「開始」していないことから第三者コンタクト (TPC=third-party contact) にあてはまらない。]
- ・ **IRS が納税者本人に連絡しようとして、第三者が電話に出ただけの場合** [財務省規則上「第三者コンタクト (TPC) の開始」にあてはまらない。]
- ・ **IRS の身分を明かさず、納税者の情報を開示しないコンタクト** [TPC の要件を満たさない。]

【Q9】 アメリカでは、課税庁(IRS)が、納税者の取引先など第三者に
反面調査を実施する場合、IRS は、必ず納税者本人に事前通知をする
ことになっているというのですが、この通知文書はどのような性格の
ものなのでしょうか？

【A9】 アメリカにおいて、課税庁(IRS)が、納税者以外の第三者(取引先・銀行・金融機関・雇用主・税務専門職など)に反面調査を行うとします。この場合、IRS は納税者本人に事前通知(advance notice)を行う義務があります。これは法令上の義務です[IRC7602 条(c)、財務省規則 301.7602-2、内国歳入マニュアル(IRM) 4.11.57.4 (10-05-2022)]。こちらは Q7ですすでにふれたところです。

実務上は、納税者本人への事前通知には「書簡 3164(Letter 3164)」が使われます。ただ、書簡 3164 は定型文書化されていません。実に 20 位のバージョンがあります。書簡 3164 は“単独で納税者に詳細な照会を行う文書”ではありません。他の IRS 手続(更正・決定・徴収に関する照会文書、未提出の申告書要求など)に添付して送られます。いわば“事前警告通知”のような性格の文書です。ですから、照会/お尋ね内容そのものは書かれていません。その狙いはただ1つ——「納税者に第三者にコンタクトする可能性があること」を知らせることです。

納税者は、IRS からの照会文書/お尋ねに、書簡 3164(Letter 3164)が添付されていても、ほとんどの場合、深刻な問題にはなりません。仮に、納税者が照会/お尋ねに応じないとしても、IRS は、銀行や取引先、雇用主などに対し、申告内容の疑問点を確認するだけで終わるからです。

しかし、深刻な影響が生じることがあります。IRS が事業を営む納税者の取引先や広範な顧客などにコンタクトする場合です。納税者が税務調査を受けている事実や税務上の問題が広く知られてしまいます。風評によって、事業者の信用が大きく損なわれるおそれがあります。ですから、事業を営む納税者の場合、業種によっては、書簡 3164 には慎重な対応が求められます。

IRS は、書簡 3164(Letter 3164)を送付してから少なくとも 45 日たないと第三者に対する反面調査を実施できません。「45 日前通知ルール(45-day advance notice rule)」と呼ばれます。

このルールは、トランプ 1.0 政権時の 2019 年の税制改正法である「TFA=Taxpayer First Act of 2019」により、実施されました。改正前は、法令では単に「合理的[期間]通知(reasonable notice)」と定められていました。実務では「10 日間待機(10-day waiting period)」とされてきました。すなわち、TFA により、従来の「10 日ルール」から「45 日ルール」に大幅に延長したものです[IRM 4.11.57.4.1 (10-05-2022)]。

【Q10】なぜ、「10 日ルール」から「45 日ルール」に大幅に延長したのでしょうか？

【A10】 反面調査での第三者へのコンタクトはおおむね、課税庁 (IRS) が納税者に文書照会/お尋ねを送るなどしても、十分な自発的協力が得られない場合に実施されます。反面調査実施についての納税者への事前通知は、反面調査の透明化により納税者の権利を護るためです。同時に、納税者に「協力すれば第三者調査を避けられる」というインセンティブを与え、自発的な納税協力を促す狙いもあります。納税者が知らないうちに、IRS が取引先や金融機関にコンタクトし、納税者の信用が傷つくことを防ぐ意味もあります。

しかし、こうした問題意識は、必ずしも納税者ファーストでない日本の税務行政では十分に共有されていません⁵。



(public use)

納税者は、反面調査の事前通知でもある書簡 3164 (Letter 3164) に目を通すと、自発的に IRS の照会/お尋ねに協力する姿勢へ転じることが多いです。反面調査で自分の信用が傷つくことを避けたいからです。

ある意味で、書簡 3164 には“相乗効果”があります。すなわち、納税者には、自発的な協力を促す効果があります。その結果、IRS には反面調査を抑止 (延期または停止) する効果があります。

ただ、納税者が、反面調査/第三者へのコンタクトを避けるために、IRS が求める資料提出に自発的協力するかどうかを的確に判断するのに、10 日間では十分でないと指摘がありました。

そこで、議会は、トランプ 1.0 政権時の 2019 年に、法改正 (TFA) により、1988 年に導入した 10 日ルールを 45 日ルールに大幅に延長しました。

⁵ わが国の実情について詳しくは、石村耕治「税務職員の守秘義務と税務調査への第三者の立会い」『現代税法入門塾[13 版]』(2026 年、清文社) 71 頁以下参照。

【表 11】TFA で強化された第三者コンタクト手続への納税者本人の参加ポイント

- | |
|---|
| <p>①課税庁 (IRS) は、原則として、反面調査 (TPC) に先立つ少なくとも 45 日前に納税者本人に事前通知をすること[IRC7602 条 c 項・7609 条 c 項]。</p> <p>②課税庁 (IRS) は、納税者本人の求めに応じ、反面調査の結果を提供すること[財務省規則 § 301.7602-2(e)、IRM25.27.1]。</p> |
|---|

この改正の背景には、10 日ルール導入後も IRS が第三者の保有する納税者情報に安易にアクセスし続けたことがありました。以前と同じように納税者の取引先や銀行に対するコンタクトが過度に行われました。つまり、10 日ルールは反面調査/第三者コンタクトの抑止として十分に機能しなかったのです。これが 2019 年 8 月 15 日から 45 日ルールへの変更につながりました。

45 日ルールへの変更の主な立法理由を調べて見ました。わかり易くまとめて見ると、次のとおりです。

【表 12】45 日ルールへの変更の立法理由

- | |
|--|
| <p>①反面調査/第三者へのコンタクトは、納税者の信用を損なうおそれがある。そのため、これらに先立つ事前通知は、納税者の権利を護るための重要な制度である。また、反面調査/第三者へのコンタクトの透明化にも資する。</p> <p>②「10 日ルール」の下では、納税者が反面調査/第三者コンタクトを避けつつ、IRS の照会/お尋ねに自発的に協力するかどうかを判断することが時間的に難しかった。そのため、IRS による反面調査や第三者コンタクトの頻繁化は止まらず、10 日ルールの問題が明確に顕在化した。</p> <p>③議会は、IRS に対し、反面調査/第三者コンタクトを「最後の手段」とすることを求めた。一方で、議会は、納税者が IRS の照会に応じて資料を自発的に提出できる十分な機会を確保するため、事前通知期間を 10 日から 45 日へ延長する法改正を行った。</p> <p>④ 45 日あれば、納税者は、反面調査/第三者コンタクトを避けるための判断が可能となる。また、照会に対する自発的協力・準備も整えやすく、信用失墜などの不利益を回避できる。</p> |
|--|

IRS は、第三者に反面調査を行う前に、納税者へ書簡 3164 (Letter 3164) を郵送しなければなりません。郵送後は、少なくとも 45 日間待機する必要があります。通知には、反面調査/第三者コンタクトの意図が示されます。あわせて、コンタクトが行われ得る期間 (最長 1 年) や課税年度も記載されます。納税者は、この期間に税務専門職と協議し、準備を整えることができます。IRS に自発的に情報提供することで、反面調査/第三者コンタクトを回避することも可能です。

すでにふれたように、IRS の 書簡 3164(Letter 3164)には、20 を超えるバージョンがあります。更正・決定・徴収に関わる税務調査の通知や書簡に添付して使われます。どのバージョンでも、目的は同じです。「IRS は、納税者に関する情報を得るために第三者にコンタクトする可能性があります。」と警告することです。

【Q11】 課税庁(IRS)は、納税者本人に対し、どのような内容の文書で、反面調査/第三者コンタクトを実施することを事前通知するのでしょうか？

【A11】 IRS は、事前通知する文書のひな形を公開していません。情報公開法(FOIA=Freedom of Information Act)に基づく開示請求され、ネットで公開された次のような書簡(Letter 3164)があります。

Internal Revenue Service	Department of the Treasury
Date:	Taxpayer Identification Number: Form: Tax Period(s) Ended: Person to Contact: Employee Identification Number: Contact Telephone Number: Contact Fax Number:
<u>Why We're Sending You This Letter</u> We are sending you this letter because we are in the process of examining a return you have filed with us to determine your correct federal tax liability. Generally, we deal directly with a taxpayer or a taxpayer's duly authorized representative. However, we sometimes contact other persons to obtain information that the taxpayer has been unable to provide, or to verify information we have received.	
<u>What You Need To Know</u> We are writing to tell you that we may contact other persons. If we do contact other persons, we will generally tell them limited information, such as your name. The law prohibits us from disclosing any more information than is necessary to obtain or verify the information we are seeking. Our need to contact other persons may continue as long as we are examining any open tax year.	
<u>How To Contact Us</u> If you have any questions regarding this letter or wish to request a list of contacts, please do not hesitate to contact the employee listed above. However, you are not required to respond to this letter. Thank you for your cooperation.	
Sincerely yours, Operations Manager, Examination	
Letter 3164 (SC) (Rev. 2-2003) Catalog Number 26864C	

しかし、この開示された書簡(Letter 3164)は古いものです。45 日ルールを盛り込んだ最新の書簡ではありません。最新の書簡(Letter 3164)を日本語でイメージして見ると、次のとおりです。

【表 13】納税者本人への反面調査事前通知書の日本語によるイメージ

財務省 内国歳入庁(IRS)

書簡 3164

納税者識別番号:XXX-XX-XXXX

IRS 担当者名:[IRS 職員名]

電話番号:[電話番号]

日付:[日付]

件名:第三者コンタクトの可能性に関する事前通知

本書簡は、連邦税務に関して、IRS が第三者へコンタクトを行う可能性があることを通知するものです。本通知は、法令に基づき、第三者へのコンタクトの少なくとも 45 日前に提供されています。

IRS は、隣人、雇用主、従業員、銀行その他の第三者から、情報を取得または確認する必要がある場合があります。第三者にコンタクトする際に、IRS が第三者に提供する情報は、通常、納税者の氏名など最小限の情報に限られます。IRS は、必要な情報を取得または確認するために不可欠な範囲を超えて納税者の個人情報を開示することはありません。

第三者へのコンタクトが行われ得る期間は以下のとおりです。

開始日:[開始日]

終了日:[終了日(1 年以内)]

IRS からの情報提供照会に対し、納税者からの未回答の事項がある場合には、第三者へのコンタクトを回避するためにも、速やかにご回答いただくことを推奨いたします。

納税者であるあなたは、IRS がコンタクトした第三者の一覧を請求することができます。この請求は、上記担当者に対し、口頭または書面で行うことができます。

本通知は、内国歳入法典(IRC) § 7602(c) に基づき行うものです。

本書簡に対して、現時点で取っていただくべき行動はありません。

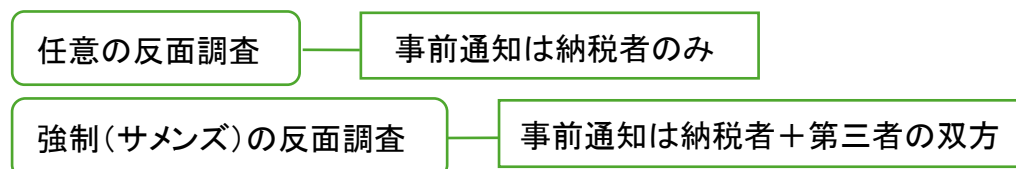
敬具

内国歳入庁(IRS)

【Q12】 IRS は、反面調査を行う前に“第三者”には事前通知をしていません。第三者への無予告コンタクト(サプライズコンタクト/surprise third-party contact)は、とりわけ取引先や雇用主などにかかなりの負担になるはず。場慣れしている金融機関とは大きく異なります。それでも、事前通知をしないのはなぜなのでしょう？第三者にも事前通知をすべきだという議論はないのでしょうか。

【A12】 納税者の取引先や友人のような第三者が、IRS から突然連絡(surprise contact)を受け、資料提出を求められて驚くことはあり得ます。それでも、アメリカの税務行政には、コンタクト先である第三者への事前通知制度を置いていません。

これには理由があります。第三者は、法的義務はなく、任意協力とされているからです。それに、IRS は、別途、行政召喚状(サメズ/summons)を使って、強制的に第三者に照会を行える仕組みがあるからです。わが国にはないこの行政召喚状/サメズは、裁判所の監督下で発行されます。第三者は、召喚状に応じる法的義務を負います。この召喚状手続では、納税者だけでなく第三者にも通知が行われます(IRC7609 条)。



通常(任意)の反面調査では、第三者への事前通知制度は置かれていません。これは、通常(任意)の反面調査では、第三者の保護よりも、納税者の信用保護に重点が置かれているからです。

【表 14】 アメリカの反面調査で第三者への事前通知が行われない理由

①アメリカの反面調査で第三者への事前通知が行われない理由

アメリカ法は、第三者ではなく「納税者の権利保護」を狙いに第三者コンタクト(TPC)制度が設計されている。

- ・ 任意の無予告第三者コンタクト(surprise contact)により不利益を受けるのは「納税者」であるとの認識による。
- ・ 第三者は、IRS からの照会に応じる義務を負うが、信用毀損の主体ではない。

- ・ こうした理由により、任意の第三者コンタクトでの事前通知は **納税者に限定**されている[IRC7602 条(c)]。

②第三者側の手続的適正を確保する制度は存在する

事前通知はないが、第三者保護のための制度的セーフガードは複数存在する。

①身元開示義務(identity disclosure)

IRS は、第三者に対し、

- ・ 納税者の身元
- ・ IRS 職員であることを必ず開示しなければならない[財務省規則 § 301.7602-2(a)]。
- ・ このことから、無予告で第三者コンタクトをしても、第三者は「誰の件か」「誰からの照会か」を即座に把握できる。

②召喚状(サメズ/summons)を使う場合は強力な第三者保護がある

銀行・金融機関などに対して強制の召喚状(サメズ/summons)を発行する場合、IRC 7609 条で、次のような第三者保護措置が講じられている。

- ・ 召喚状のコピーを第三者に送達する。
- ・ 第三者は「召喚状の取消し(quash)」を裁判所に申立て可能である。
- ・ 納税者にも通知され、納税者も取消の申立てが可能である。
- ・ 召喚状の執行は裁判所の監督下に置かれている。

③ IRS 内部の行動記録義務

IRS は任意の第三者コンタクトを行った場合、

- ・ いつ
- ・ どの第三者に
- ・ どの職員が
- ・ どのような目的でコンタクトしたかを様式 12175(Form 12175[第三者コンタクト記録フォーム(Third Party Contact Report Form)])に記載して、記録(ログ)を残す[4.11.57.4.2 (10-05-2022)]。
- ・ しかも、第三者コンタクト記録を、納税者本人に開示する義務がある[IRC 7602 条(c)(2)]。

このことから、IRS による第三者への不適切なコンタクトがあれば、後日検証が可能である。

③「無予告コンタクト(surprise contact)」への実務上の対応

とりわけ、アメリカの金融機関は IRS からの照会に慣れている。このことから無予告コンタクト(surprise contact)自体は珍しくない。

- ・ 多くの銀行は IRS サメズ(summons)に対応する専用部署を置いている。

- ・ 通常(任意)の第三者コンタクトでも、税務調査対応の標準プロトコル(コンプライアンス制度)が整備されている。
- ・ 無予告コンタクトが問題になるのは、“納税者が、第三者コンタクトが行われた事実を知らなかったために信用が傷つく”ケースである。

■第三者コンタクト事前通知必要論は存在するが主流ではない

アメリカは納税者権利憲章(TBOR=Taxpayer Bill of Rights)づくりでは、世界の先頭を走ってきました。一連の TBOR 改革論議の中で、「第三者の信用毀損リスク」や「第三者が突然 IRS から連絡を受ける負担」を問題視する声があります⁶。

しかし、議会の大多数の賛同が得られず、制度化には至っていません。反面調査を受ける第三者に事前通知すると、次のようなトラブルが起きる可能性が指摘されているからです。

【表 14】反面調査を受ける第三者に事前通知すると危惧される理由

- ・ 納税者に情報が洩れる
- ・ それにより、証拠隠しのリスクが高まる
- ・ 調査の効率性が失われる

【コラム 3】アメリカ IRS の行政召喚状/サメンスの分類

アメリカの IRS をはじめ各種行政機関が使う「行政召喚状/サメンス(administrative summons/administrative subpoena)」は、日本にはない制度です。それから、裁判所が発行する「司法召喚状(judicial subpoena)」(連邦民事訴訟規則 Rule 45 など)があります。しかし、これは 裁判所が主体となる訴訟手続のための召喚状です。IRS の税務調査(administrative investigation)に使う召喚状とは別物です。

IRS が使うサメンスはさまざまあります。一覧にしてアバウトに説明をすると、次のとおりです。

①納税者本人への召喚状(First-party summons)

- ・ 対象: 納税者本人
- ・ 目的: 帳簿書類の提出、証言

⁶ 「第三者にも事前通知すべきである」とする議論は、2025-2026 年の連邦議会で提出されました “Taxpayer Notification and Privacy Act”法案 (H.R. 6495 / S. 2629) https://www.govinfo.gov/content/pkg/CRPT-119hrpt427/html/CRPT-119hrpt427.htm?utm_source=copilot.com を参照。この法案では、IRC 7602 条(c)を改正し、第三者から情報を取得する際の通知内容をより具体化するとともに、納税者により長い応答期間を与える改正を求めるものです。

- ・ 法的根拠:IRC7602 条(a)(2)[書類提出・証言を求める権限]+ IRC7603 条[送達方法]
 - ・ 通知:本人。ただし、関与税務代理人(POA)がいる場合は、IRS の 運 用 実 務 (IRM 5.1.23.4.2.3 (Written Communication to a Taxpayer's Authorized Representative)では、POA にも通知
 - ・ 手順:来署依頼調査を納税者が拒否⇒IRS が連邦地裁へ強制執行申立て
- *ただし、納税者本人および POA は「本人サメズの取消申立(quash)」はできない。取消申立手続は反面調査/第三者コンタクト関係サメズだけの制度

②第三者への召喚状(Third-party summons)

- ・ 対象:銀行、雇用主、取引先、税務専門職(CPA、RA)など
- ・ 法的根拠:IRC7602 条[調査権限]+ IRC7603 条[送達]+ IRC 7609 条[納税者通知制度]
- ・ 通知:IRC7609 条により、納税者へ通知義務(3 日以内、かつ提出期日の 23 日前)
- ・ 取消申立:納税者は 20 日以内に、裁判所に第三者サメズ取消申立(petition to quash)が可能

③記録保管者への召喚状(Third-party recordkeeper summons)

- ・ 対象:銀行、証券会社、ブローカー、会計事務所など「記録保管者」
- ・ 特徴:第三者サメズの亜種
- ・ 法的根拠:IRC7602 条[調査権限]+ IRC7603 条[送達]+ IRC 7609 条[納税者通知制度]+ IRC7603 条(b)[記録保管者特則]
- ・ 通知:第三者サメズと同じく、納税者に通知
- ・ 取消申立:納税者は 20 日以内に、裁判所に第三者サメズ取消申立(petition to quash)が可能

④匿名納税者に関する召喚状(John Doe summons)

- ・ 対象:納税者の氏名が不明のまま、第三者(銀行・取引プラットフォーム等)に発行
- ・ 法的根拠:IRC7609 条(f)[裁判所許可要件]+ IRC7609 条(h)[裁判所の管轄]+ IRC7602 条[調査権限]+ IRC 7603 条[送達]
- ・ 要件:事前に連邦地裁の許可が必須[IRC 7609 条(f)]

- ・ 典型事例：暗号資産取引所への照会

⑤徴収目的の召喚状 (Collection summons)

- ・ 対象：納税者または第三者
- ・ 目的：滞納税額の徴収に必要な資産情報・口座情報の取得
- ・ 法的根拠：IRC7602 条[調査権限に徴収目的を含む] + IRC 7603 条[送達] + IRC7609 条(c)(2)(D)[通知制度の免除]

⑥指定召喚状 (Designated summons)

- ・ 対象：大規模法人の調査などで、特定の争点に関する情報を確認するために発行
- ・ 特徴：発行すると、調査の「期間延長」に影響する（特定の法的効果を伴う）
- ・ 法的根拠：IRC6503 条(j)[調査期間の延長効果] + IRC7602[調査権限] + IRC 上 7603 条[送達]

⑦外国関連取引の特別召喚状 (Section 6038A summons)

- ・ 対象：外国関連会社 (foreign-owned U.S. corporation)
- ・ 目的：移転価格・関連者取引の情報取得
- ・ 法的根拠：IRC6038 条の A

* * *

以上をアメリカ税法の基礎知識として、頭に入れておいてください。

【Q13】 IRS は、銀行・雇用主・税務専門職のような第三者に任意の反面調査を行います。しかし、第三者が協力しない場合、IRS は裁判所の監督下で行政召喚状(サメズ)を発行してもらい、強制的に照会できます。この強制照会では、第三者だけでなく、納税者本人にも通知が必要です。では、IRS は、納税者本人にいつまでに通知しなければならないのでしょうか？

【A13】 この場合、IRS は、第三者に行政召喚状/サメズを発したことを、次の 2 つの要件を満たす期間内に、納税者本人に通知しないといけません[IRC 7609 条]。

【表 15】 反面調査サメズ発行の納税者本人への通知

- ・ サメズを第三者に送達してから 3 日以内、かつ、
- ・ 記録の調査日 (examination date) の少なくとも 23 日前までに、通知

■ IRS サメズのスンプル



Summons

In the matter of Tax Liability of John Does*

Internal Revenue Service (Division): Large Business & International Division

Industry/Area (name or number): International Individual Compliance

Periods: Years ending 12/31/2002, through 12/31/2011

The Commissioner of Internal Revenue

To: UBS AG

At: 1285 Avenue of the Americas, New York, NY 10019

You are hereby summoned and required to appear before Cheryl R. Kiger or Designee, an officer of the Internal Revenue Service, to give testimony and to bring with you and to produce for examination the following books, records, papers, and other data relating to the tax liability or the collection of the tax liability or for the purpose of inquiring into any offense connected with the administration or enforcement of the internal revenue laws concerning the person identified above for the periods shown.

See attachment

* "John Does" are United States taxpayers who, at any time during the years ended December 31, 2002, through December 31, 2011, directly or indirectly had interests in or signature or other authority (including authority to withdraw funds, trade or give instructions or receive account statements, confirmations or other information, advice or solicitations) with respect to any financial accounts maintained at, monitored by, or managed through Wegelin & Co. and financial accounts maintained at, monitored by, or managed through other Swiss financial institutions that Wegelin & Co. permitted to transact client business through its United States correspondent account at UBS AG.

Do not write in this space

Business address and telephone number of IRS officer before whom you are to appear:

Place and time for appearance at Internal Revenue Service 761 Main Avenue, Norwalk, CT 06851



Department of the Treasury
Internal Revenue Service

www.irs.gov

Form 2039 (Rev. 12-2001)
Catalog Number 21405J

on the _____ day of February, 2013 at 10:00 o'clock a.m.

Issued under authority of the Internal Revenue Code this _____ day of January, 2013.

Signature of issuing officer Territory Manager Title

Signature of approving officer (if applicable) Title

Original — to be kept by IRS

(10 頁中の1頁)

《設例》

- ・ IRS が 10 月 1 日 に銀行へサメズを送達した
- ・ サメズに記載された記録調査日が 10 月 30 日

この場合、通知は:

- ・ 10 月 4 日まで(=送達後 3 日以内)
- ・ かつ 10 月 7 日まで(=調査日の 23 日前)

の双方を満たす必要があります。

つまり、10 月 4 日までに 1 回通知すれば双方の要件を満たすので、納税者への通知は 1 回で足ります。

こうした期間が設けられている理由は、次の権利を納税者に与えているためです [IRC7609 条(b)]。

【表 16】 納税者のサメズ取消申立権

- ・ 納税者は、通知を受けてから 20 日以内に、連邦地方裁判所へサメズ取消申立 (petition to quash) ができる。

一方、納税者は、サメズ取消申立をした場合、次の義務を負います。

【表 17】 サメズ取消申立に伴う納税者の義務

- ・ 裁判所にサメズ取消申立をしてから、20 日以内に、その申立書の写しを、①サメズを受けた第三者と②IRS の双方に郵送すること。

■ 司法は、第三者サメズの納税者通知を厳格に審査

裁判所は、IRS が第三者に行政召喚状/サメズを発した場合、とりわけ納税者への通知ルールを厳格に扱っています。ジュエル 対 合衆国 [Jewell v. United States [532 F.2d 697 (9th Cir. 1976)]] 事件では、IRS が“納税者への通知”を法定期限内に行わなかったことを理由に、「通知が不十分 (inadequate notice)」であるとして、裁判所はサメズを無効としました。

このように厳格な要件を課しているのは、明確な理由があるからです。行政召喚状/サメズで提出した資料は、犯則調査やその後の裁判で、刑事証拠として再利用されることが少なくないためです。

【Q14】 アメリカでは、IRS が第三者コンタクト(反面調査)を行った場合、納税者は IRS に対して第三者コンタクト先一覧(TPC List)を請求できます。では、納税者はこの一覧をどのように請求するのでしょうか。

【A14】 IRS が第三者コンタクト (TPC=third-party contact)を行ったとします。この場合、担当官は「第三者コンタクト一覧 (TPC List= Third-Party Contact List)」作成し、記録を保存することになっています [IRM 4.11.57.4.2 (10-05-2022)]。

また、IRS は、納税者から求めがあれば、第三者コンタクト一覧を書面で交付することになっています [財務省規則 301.7602-2(a)、IRM 4.11.57.4.3 (10-05-2022)]。

ただし、専用フォームはありません。このため、納税者が IRS に「第三者コンタクト一覧 (TPC List)」を請求する際、IRS は“定型フォーム (official IRS form)”を要求していません。口頭でも、自由記載の文書でも大丈夫です。

【表 18】 第三者コンタクト一覧(TPC List)請求の典拠(IRM/内国歳入マニュアル)

- ①IRM 4.11.57.4.3[第三者コンタクト一覧申請(TPC List Request)]の定めによると
- ・ 納税者は 書面または口頭で TPC List を請求できます。
 - ・ 請求があれば、IRS は、記録された第三者コンタクト資料をもとに TPC List を作成し、納税者へ郵送します。
- ②IRM 25.27.1.5[TPC リストへの納税者への交付(Providing Taxpayers with TPC List)]も同様に、
- ・ IRS が記録した第三者コンタクト一覧(TPC List)を納税者に交付すると定めます。
- ③TPC List は、IRS が作成する「一覧表形式の書面」です。
- 内容は次のとおりです。
- ・ コンタクトした第三者の氏名または名称
 - ・ コンタクト日
 - ・ コンタクトした IRS 職員
 - ・ コンタクト目的(更正・決定・徴収)
 - ・ 必要に応じて連絡先情報
- * 法令・IRM は「様式番号付きの定型フォーム」を要求していません。様式 12175(Form 12175)[**第三者コンタクト記録フォーム**]は IRS 職員が第三者コンタクトを記録する内部用フォームであり、納税者に交付される文書ではありません(IRM 25.27.1.4)。

【Q15】 IRS は反面調査で第三者にコンタクトする際に、納税者本人に事前通知することになっています。IRS がこの通知義務に違反した場合、納税者は、どのような救済を求めることができるのでしょうか？

【A15】 IRS が反面調査/第三者コンタクトの事前通知義務に違反したとします。この場合、納税者は、次のような救済を求めることができます。

【表 19】 IRS 事前通知違反に対する納税者の救済手段

- ①納税者は IRS に対して苦情を申し出ることができます。IRS は、第三者コンタクト(TPC)の記録を訂正し、内部監査の対象になります。

②納税者は「第三者コンタクト記録(TPC record=third-party contact record)」の開示を請求できます。IRS は、誰に、いつ、どのような目的でコンタクトしたかを開示しなければなりません。

③納税者は「納税者権利擁護官サービス(TAS=Taxpayer Advocate Service)」に救済を求めることができます。TAS は IRS の手続違反を調査し、是正を求めます。



(public use)

④違反した IRS 職員は内部規律措置(懲戒)の対象になります。TFA(Taxpayer First Act)は、第三者コンタクトの濫用を厳しく監視する仕組みを導入しました。

■アメリカ税法では、税務手続違反が即課税処分の取消・無効とはならない

アメリカ税法では「行政手続違反が即課税処分の取消・無効」という解釈にはなりません。つまり、裁判所は、納税者への通知義務違反があっても、第三者から得た情報を自動的に「証拠から排除」する解釈を採りません。税額計算そのものは有効と判断することが多いです。

裁判例としては、**J.B. v. United States** [123 AFTR 2d 2019-458(9th Cir. 2019)] をあげることができます。本件では、IRS が第三者(California Supreme Court)にコンタクトする前に、納税者へ十分な事前通知をしていなかったことが問われた事案です。本件で、IRS は、納税者に、IRS の刊行物「納税者としてのあなたの権利(Your Right as a Taxpayer)」を手渡したと反論しました。この刊行物では、IRS が納税者に示す「権利の一覧」と「基本的手続の説明、税務調査・徴収・不服申立ての流れを説明し、10の納税者権利を列挙しています。しかし、裁判所は、これを手渡したことだけでは、「合理的通知(reasonable notice)」をしたことにならない、としました。本件で、裁判所は、IRS の通知は不十分であると判断しました。しかし、第三者から得た情報の証拠排除までは認めませんでした。

裁判所は次のように述べています。

【表 20】J.B. v. United States 事件判決の要旨

- ・ 通知義務違反は IRS の手続違反である。
- ・ しかし、通知義務違反があっても、IRS の調査権限そのものは失われない。
- ・ 税額計算や調査結果は、原則として有効である。

【コラム 4】日米制度差：処分効力論と賦課主義

日本では、行政行為は適法と推定（公定力ありと）されます。同時に、重大な手続違反があれば、その行政処分は無効または取消事由になるとされます。課税処分も行政処分の1つとして、この効力論の枠組みで判断されます。

これに対して、アメリカ税法には、課税処分の適法性を推定する（presumption of lawfulness/fairness）不文の原則が存在します。しかし、税法では、税額は「賦課（assessment）」で確定すると規定します（IRC 6201 条）。また、裁判例も、賦課（assessment）が有効であれば、税務手続に瑕疵（違反）があっても税額は維持されとする立場が主流です[Kroner v. Commissioner (11th Cir.)、United States v. Weiss (9th Cir. 2023)、Besicorp Group, Inc. v. Commissioner (2d Cir. 2026)]。

◆まとめ～IRS の税務調査では第三者の同席や録音が可能

アメリカでは、納税者は、税務調査（実地の調査）の面談に、第三者を同席させることができます。家族や友人、同僚などでも構いません。税務の専門家である必要はありません。

連邦課税庁（IRS）は、納税者が同意した場合、第三者に対して必要な範囲で申告情報を開示できます。IRS の公式資料でも、「納税者は面談に誰でも同席させることができる」とはっきり書いています。また、必要に応じて、第三者への情報開示について口頭で同意できることも明記されています。

さらに、税務調査面談については、事前に「録音したい」と IRS に告げれば、オーディオ録音も認められます。このことから、面談内容を正確に録音し、後日の確認に活用することができます。録音制度は、調査手続の透明性を高めることが狙いです。もっとも、同席する第三者は自動的に代理人になるわけではありません。正式な代理権はありません。そのため、IRS との交渉や文書の受領はできません。法的な代理人として行動するには、委任状 Form 2848 (Power of Attorney) の提出が必要です。

こうした制度は、納税者が一人で調査官に対応し、不利益を受ける事態を避けるための仕組みです。この税務調査手続の公正性や透明性の確保が狙いです。

さらに、連邦の納税者権利章典 (Taxpayer Bill of Rights) は、「公正な扱いを受ける権利」や「代理人を選ぶ権利」を保障しています。その意味で、第三者同席制度や録音制度は、納税者の孤立や心理的圧迫を防ぐための重要なセーフガードだといえます。

【表 21】一目でわかる税務調査での第三者同席や録音制度の日米比較のポイント

<p>●日本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面談は原則として納税者本人または税理士。 ・ 家族・友人・同僚など専門職でない第三者の同席は制度上明確でない。 ・ 実務上は「本人の意思による同席」は妨げられないが、法的根拠は弱い。調査官の裁量が大きい。
<p>●アメリカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令で、「納税者は誰でも面談に同席させることができる。」と明記する。 ・ 家族・友人・同僚など税務専門職でない者も同席できる。 ・ 第三者への情報開示は、税法[IRC § 6103(c)]の下、口頭同意(oral consent)で足りる。ただし、代理権限を与えるには 代理権限証書(Form 2848)提出が必要である。

*

*

*

世の中は、DX(Digital Transformation＝デジタル変革)や AX(AI Transformation＝AI 変革)ブームに沸いています。税務分野も例外ではありません。

DX とは、デジタル技術全般を活用して業務や組織を変革することです。これに対し AX とは、AI の活用を前提に、業務プロセスや組織運営そのものを刷新する考え方です。単に AI を導入するだけではありません。AI を活用した税務調査対象の選定も一般的になっています。また、AI 活用税務調査対象選定行為への苦情申出制度のあり方も問われています。

日本でも、税務行政の DX 化が急速に進んでいます。国税庁は、反面調査、とりわけ金融機関への預貯金等のオンライン照会を、民間企業である NTT データ(株)やソシオフューチャー(株)のデジタルプラットフォーム(ピピットリンク、ダイス)を使って行っています。Web 会議システム(Microsoft Teams)などを使った本人調査のオンライン化も最近開始しました。

これに対し、アメリカの IRS は、本人調査や反面調査の全面的なオンライン化には極めて慎重な姿勢を示しています。

IRS は、ウェブサイトにも、次のようなアナウンスメントをしています・

内国歳入庁(IRS)は、あなた[納税者]に、最初に電子メールで接触すること
は決してありません(We will never initiate contact with you by email)。

IRS は、安全性確保の観点から、税務調査通知などでは、電子メールではなく、「郵送」や「電子 FAX」などを幅広く使っています。その背景には、IRS は長年、納税者情報を狙ったサイバー犯罪への対応に追われてきたことがあります。とりわけ深刻だ

ったのは、他人の社会保障番号(SSN)/背番号を悪用した「なりすまし還付申告」です。IRSは現在も、多額の不正還付を防ぐために、本人確認や不正申告の検知に多大な資源を投入しています。オンラインサービスの利用においても、多要素認証(MFA)や厳格な本人確認を求めています。それでも、納税者情報の漏えいや不正アクセスを防ぐことは至難です。

IRSの慎重な姿勢は、税務行政においては効率性と安全性の均衡が不可欠であることを示しています。税務行政のDXやAXには利点もあります。しかし、納税者情報の安全確保が前提です。適正手続の保障も欠かせません。

納税者をサイバー犯罪の危険にさらしてはなりません。そのような無防備なDXやAXは本末転倒です。政府は被害の責任を問われかねません。極論すれば、政府自身がサイバー犯罪の共犯者と批判されるおそれがあります。

(いしむら こうじ)